

至誠ホームオンニ看護小規模多機能型事業所 (指定看護小規模多機能型居宅介護) 重要事項説明書

1 看護小規模多機能型居宅介護 至誠ホームオンニの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	社会福祉法人 至誠学舎立川 看護小規模多機能居宅介護 至誠ホームオンニ
所在地	東京都立川市錦町2-10-26
介護保険指定番号	1393000243
サービス提供地域	立川市

(2) 事業所の職員体制 2022年4月1日現在

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者 1人

- ・事業所の従事者の管理及び業務の管理

介護支援専門員 1人

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

看護職員 常勤換算方法で2.5人以上（1名以上は常勤の看護師）

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能サービス報告書の作成

介護職員

日中（通い） 常勤換算方法で、利用者3人に対して1人

日中（訪問） 常勤換算方法で2人以上

（訪問、通いのサービスのうち1名は看護師）

また、宿泊に対して1人以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。

その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

*人員配置は、指定基準を満たした上で変動があります。

(3) 営業日及び営業時間

営業日 365日

営業時間 通いサービス 基本時間 9時から17時

宿泊サービス 基本時間 17時から9時

訪問サービス 基本時間 24時間（夜間、電話等での相談含む）

※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

（４）登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員

- 1 登録定員は29名とする。
- 2 通いサービスの利用定員は18名とする。
- 3 宿泊サービスの利用定員は9名とする。

（５）設備の概要

居間兼食堂 （活動室）	54.71 ㎡	宿泊室	9室
浴室	1 か所 （リフト浴装置付）	静養ベッド	9床
		送迎車	3台

2 サービス内容と料金

サービス開始前に利用者の方やご家族とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現に向け援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。なお、既に契約しているケアマネジャーがいる場合は、当事業所へ変更となります。

（１）介護保険のサービスの内容

① サービス計画書の作成

「居宅サービス計画」と「看護小規模多機能型居宅介護計画」を作成いたします。「居宅サービス計画」には、「看護小規模多機能型居宅介護」以外の法定上利用可能な居宅サービスを希望や状態を勘案した上で含めます。その際には、複数の事業所から選択できるよう便宜を図ります。

② 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ・日常生活上の世話及び機能訓練
- ・食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます）
- ・入浴介助
- ・レクリエーション、余暇活動
- ・健康管理
- ・送迎

③ 訪問サービス

【介護サービス】

利用者宅の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ、更衣等の日常生活上の援助や家事等の支援を提供します。

【看護サービス】

主治医が看護サービスの必要性を認めたものにより、訪問看護指示書に基づき、主治医と

の連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

- ・病状・障害の観察
- ・入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・食事および排泄等日常生活の世話
- ・床ずれの予防・処置
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア
- ・認知症利用者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・カテーテル等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

④ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

⑤ 相談・助言等

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。介護保険上、必要な申請代行等を行います。

⑥ 電話等による見守り、安否確認

通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

⑦ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・同居等の家族により行うことが可能な生活援助
- ・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為
- ・訪問サービスの職員が行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を越える行為

（例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、庭木の水やり、家具の移動や模様替え）

（２） 利用料金

利用料は所得に応じて給付費の１割、２割または３割の負担となります。それぞれの利用料は【重要事項説明書別紙】のとおりです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額 自己負担となります。

（３） キャンセル料

利用者の都合で通いサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。

① ご利用日の前日午後５時までにご連絡いただいた場合：無 料

② ①以外の場合：５００円／回

なお、ご利用者が入院等特別な状態になった場合は当日のキャンセルであっても料金の請求はいたしません。

3 サービスの申込方法

まずは、お電話等でお問い合わせください。職員がお伺いいたします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、居宅サービス計画と看護小規模多機能型居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するにあたり、利用者の方で既に契約している居宅介護支援事業所がある場合は、事業所を変更することになります。事前に同所の担当者でご相談ください。利用内容の変更や終了についても同様にご相談下さい。

4 当看護小規模多機能型サービスの特徴

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。当法人の持つ様々な機能を生かして、利用者の在宅生活を援助します。職員を対象にした研修会、学習会等を実施し、サービスの向上に努めます。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間につきましては、あらかじめ利用者の方と相談し連絡いたします。行事等を実施する時は通常送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ② 食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ③ 居宅サービス計画等に基づいた日数・時間でのご利用が前提となりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。
- ④ 職員への研修
研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めます。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

6 個人情報の利用と守秘義務

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する個人情報を、利用者の地域での生活支援、相談援助等の目的のために使用します。また、利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、退職時に従業者と文書で取り交わします。

7 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市区町村、利用者のご家族等に

連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【当センターの窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

＊苦情の把握について

電話・FAX・Eメール・手紙・投書箱・ボランティア等により幅広く行います。

＊検討会の開催

苦情申立て人より要望があった場合は、当法人が設置する利用者相談委員会(第三者機関)を召集し、原因分析・改善策等を協議します。

＊改善の実施

申立人に対し、苦情解決責任者、該当施設の施設長から改善策等について文書で回答し同意を得た後、苦情内容と回答を、法人内に設置する掲示板に掲示します。

＊解決困難な場合

保険者及び東京都国民健康保険団体連合会に相談します。

＊再発防止

同様の苦情・事故等が発生しないよう、受付けた苦情について、研修会で再発防止に努めると共に、法人の広報誌に掲載し、関係者や地域に配布します。

(2) 当事業所の窓口

看護小規模多機能型居宅介護支援 至誠ホームオン二

電話 042-526-0880 FAX 042-526-0086

受付け時間は午前9時から午後5時(月曜日～金曜日)

担当：鈴木孝雄 鈴木千絵

そのほか、至誠ホームには「至誠ホーム利用者相談委員会」が設置されており、意見・要望・苦情等の窓口対応をしております。

「至誠ホーム利用者相談委員会」

電話042-527-0374 FAX 042-527-2646

(3) 区市町村の相談・苦情窓口

立川市福祉保健部介護保険課介護給付係

電話 042-523-2111 (代表)

(4) 東京都の相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

9 福祉サービス第三者評価事業の評価状況

(1) 直近の実施日：令和4年9月16日～12月20日に実施

(2) 評価機関名：特養ホームマネジメント研究所

(3) 評価結果公表：あり。施設にて原本の閲覧可能

『とうきょう福祉ナビゲーション・福祉サービス第三者評価』より評価結果を確認することができます。

15 非常災害対策

- 1 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

16 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 感染症対策

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等も活用）を設置し、定期的に（概ね3か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

18 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

19 高齢者虐待防止の推進

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等も活用）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

- ④ 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

20 ハラスメント対策の強化

至誠ホームコミホームヘルプステーションは、適切なサービス支援環境を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

21 至誠ホームのケアサービス提供ポリシー

～利用者とスタッフの信頼のルール「絆」～

至誠ホームでは、利用者の人格を尊重し、利用者が安心してサービスを利用できることを目指します。そのためにスタッフ、利用者、ご家族の信頼のルールを定め、お互いを結ぶ「絆」を大切にします。

＜利用者の立場から＞

1. 専門的で思いやりがあり、丁寧なケアを利用できる
2. 常に自分自身の可能性と自律が大切にされるケアを利用できる
3. スタッフとご家族、ボランティアさんの協力による心温かいケアを受けられる

＜スタッフの立場から＞

1. 一生懸命取り組む福祉の仕事と、心を尽くした働きが尊重される
2. 温かい雰囲気の中で、ケアの仕事に就ける事が保障される
3. 働く者の尊厳と良心を傷つける言動や行為に対しては、自らを護ることが認められる

信頼の絆は、利用者・ご家族、スタッフの「笑顔」と「ありがとう」という相手に敬意を示す態度と言葉から育まれます。お互いの立場を尊重し、お互いを大切に思う心で、共に絆を作り上げる努力を続けます。

22 法人の概要

法人名称	社会福祉法人 至誠学舎立川
代表者	理事長 稲永 勝行
	常務理事・至誠ホーム長 旭 博之
法人本部所在地	東京都立川市錦町6-28-15
電話番号	042-527-7734
事業開始	明治45年
法人設立	昭和17年

年 月 日

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名称 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之

事業所

所在地 東京都立川市錦町2-10-26
事業者名 看護小規模多機能型居宅支援 至誠ホームオン二
管理者 鈴木 孝雄
事業所番号 1393000243

説明者名 印

同意書

年 月 日

私は、本書面により事業所からサービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名 印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名 印(続き柄:)

重要事項説明 別紙

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護給付費の1割、2割または3割の負担で、下記の通りです。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※端数処理のため、実際の支払合計額は個々の料金の合計額と若干異なる場合があります。

看護小規模多機能居宅介護支援（基本料金）

月額定額（概算） 登録期間がーか月以上の場合

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447	13,269 円	26,537 円	39,806 円
要介護2	17,415	18,565 円	37,129 円	55,693 円
要介護3	24,481	26,097 円	52,194 円	78,291 円
要介護4	27,766	29,599 円	59,197 円	88,796 円
要介護5	31,408	33,481 円	66,962 円	100,443 円

日割り（概算） 登録期間がーか月未満の場合（新規、終結、区分変更等）

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	409	436 円	872 円	1,308 円
要介護2	573	611 円	1,222 円	1,833 円
要介護3	805	859 円	1,717 円	2,575 円
要介護4	913	974 円	1,947 円	2,920 円
要介護5	1,033	1,102 円	2,203 円	3,304 円

減算等

訪問看護体制減算1～5：利用者数のうち主治医の指示に基づき訪問看護サービス提供した利用者数が30%未満の場合

医療訪問看護減算1～5：末期の悪性腫瘍により医療保険の訪問看護が行われる場合

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 ～3	-925/月	-986 円	-1,972 円	-2,958 円
要介護4	-1850/月	-1,972 円	-3,944 円	-5,916 円
要介護5	-2914/月	-3,106 円	-6,213 円	-9,319 円

訪問看護特別指示減算1～5：特別の指示により医療保険の訪問看護が頻回に行われる場合

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1 ～3	-30/日	-32 円	-64 円	-192 円
要介護4	-60/日	-64 円	-128 円	-192 円
要介護5	-95/日	-102 円	-203 円	-304 円

主な加算等

加算		単位数	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初期加算		30/日	32 円	64 円	96 円
		登録をした日から 30 日間以内の期間。30 日を超える入院後に利用を再開した場合			
認知症加算Ⅲ		760/月	810 円	1,620 円	2,430 円
		認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ・Ⅳまたは M に該当する方			
認知症加算Ⅳ		460/月	490 円	981 円	1,471 円
		要介護 2 で認知症高齢者日常生活自立度Ⅱに該当する方			
訪問体制強化加算		1000/月	1,066 円	2,132 円	3,198 円
		訪問サービス（看護師等を除く）に当たる常勤の従業者を 2 名以上配置 全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回／月以上			
科学的介護推進体制加算		40/月	42 円	85 円	127 円
		科学的介護推進に関する評価の項目を評価し、LIFEに提出			
サービス提供体制加算Ⅰ		750/月	2,132 円	4,264 円	6,396 円
		介護福祉士が50%以上配置			
サービス提供体制加算Ⅱ		640/月	3,198 円	6,396 円	7,995 円
		常勤職員が 60%以上配置			
サービス提供体制加算Ⅲ		350/月	2,665 円	5,330 円	7,995 円
		勤続 3 年以上の従業員が 3 0%以上配置			
旧	処遇改善加算Ⅰ	R6年5月まで適用	1月につき 所定単位×102/1000×10.66×負担割合分		
	支給限度額管理の対象外の算定項目				
	特定処遇改善加算Ⅱ		1月につき 所定単位×12/1000×10.66×負担割合分		
			支給限度額管理の対象外の算定項目		
			ベースアップ等支援加算	1月につき 所定単位×17/1000×10.66×負担割合分	
支給限度額管理の対象外の算定項目					
新	処遇改善加算Ⅱ	R6年6月から	1 月につき 所定単位×146/1000×10.66×負担割合分		
			支給限度額管理の対象外の算定項目		

（２）介護保険対象外サービスの料金

介護保険の対象とならないサービスについて、以下の料金がかかります。

① 食事の提供に関する費用 1650 円/日

（朝食 430 円・昼食 570 円・おやつ 80 円 ・夕食 570 円）

② 宿泊に要する費用

1 泊あたり 3,000 円

※ 宿泊に要する費用は、上記居住費・光熱水費相当のほかに、利用者の希望などにより、歯ブラシや歯磨き粉、個人使用の化粧品、個人もちのウェットティッシュ、個人もちの

ティッシュペーパー、個人もちのヘアブラシなどの日常生活用品代、紙おむつ代などの費用を負担していただく場合があります。

③ 活動費（通いサービス利用時における趣味活動の材料費として） 実費

(3) 料金に関する補足事項

※利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、その他消耗品、連絡に要する電話の通話料の費用は利用者のご負担になります。

※料金のお支払方法は、原則的に利用者の口座より自動引落となっております。毎月15日までに前月利用分の請求書を発行いたします。自動引落の期日は毎月22日（休日の場合は翌営業日）です。

年 月 日

サービスの提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者

所在地 東京都立川市錦町6-28-15
名 称 社会福祉法人 至誠学舎立川
常務理事・至誠ホーム長 旭 博之

事業所

所在地 東京都立川市錦町2-10-26
事業者名 看護小規模多機能型居宅支援 至誠ホームオン二
管理者 鈴木 孝雄

説明者名

印

同 意 書

年 月 日

私は、本書面により事業所からサービスについて重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

印

家族・代理人・成年後見人等

住所

氏名

印(続き柄：)